

東京都社会保険労務士会会報 千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-7 金井ビル4階
ワヨウ事務所内 ☎03(3574)7572~3 発行人 渡邊和洋
URL=<http://www.sr-ccs.com>



鳳凰三山・地蔵ヶ岳（山梨県）

渡邊和洋 会員撮影

- 講演・必須研修会が開催されました
- 本年度も算定相談コーナーを開設しました
- はじめての行政協力
- 東京都議会議員選挙の結果報告
- 支部IT化経過報告



講演 平成17年度必須研修会が開催されました

平成17年8月5日(金)に、総評会館において、千代田・中央支部の必須研修会が開催されました。研修の内容を簡単にまとめましたので、ご紹介させていただきます。



定年の引き上げ、 継続雇用制度の導入等の 義務化について

講師：ハローワーク飯田橋

雇用指導官 田口 房代 氏

今回は、高齢法の改正と言われている「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の、とくに「65歳までの定年の引き上げ、雇用継続制度の導入等の義務化」について見ていきたいと思います。

(1)高齢者雇用確保措置の実施義務 (法第9条第1項)

定年（65歳未満）の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次に掲げる措置のいずれかを講じる。

- ①当該定年の引き上げ
- ②継続雇用制度の導入
- ③当該定年の定めの廃止

この3つの措置のなかで、現在、多く選択されているのが②の継続雇用制度であり、そのなかでも、いったん雇用関係を切ったうえで、改めて契約を結ぶという再雇用制度を適用している企業が圧倒的に多いようです。ただし、この継続雇用制度を導入した場合、就業規則の「退職事項に関する変更届」を労働基準監督署へ提出することが必須条件となります。

(2)継続雇用制度の対象となる高齢者に係る 基準の設定 (法第9条第2項)

事業主は労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、そのような労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表とする者との書面による協定（労使協定）により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、(1)(2)（継続雇用制度）に掲げる措置を講じたものとみなす。

この基準のポイントとしては、「具体性」と「客觀性」が掲げられています。具体性とは、意欲、能力などをできるかぎり具体的に測れるものであること、また客觀性とは、上司の主觀的な選択ではなく、基準に該当するかどうかを労働者自身が客觀的に予測できるものであるということです。その辺が不透明でありますと、労使紛争も招きかねないので、この具体性と客觀性という部分はかなり重要な点になってまいります。

(3)労使の協議が調わない場合における就業規則による基準の設定 (法附則第5条)

高齢者雇用確保措置を講ずる事業主は、施行の日から起算して3年（中小企業の場合は5年）間、平成21年3月31日（中小企業の場合は平成23年3月31日）までの間は、労働組合等との協議が調わないとときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できる。

この規定は、選別基準について労使間で協議をしたが、労使協定の締結ができなかった場合の経過措置ということで、あくまでも特例という位置づけで設けてありますので、使用者側が一方的に内容を労働者に提示したものなどはこれには該当しません。

(4)高齢者雇用確保措置導入に係る年齢の段階的 引き上げ (法附則第4条)

高齢者雇用確保措置導入義務に係る年齢は、年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせ、平成25年4月1日までに次のとおり段階的に引き上げていくものとする。

- ・平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 62歳
- ・平成19年4月1日から平成22年3月31日まで 63歳
- ・平成22年4月1日から平成25年3月31日まで 64歳
- ・平成25年4月1日以降 65歳

具体的な参考例で見ますと、誕生日を定年退職日とする企業の場合、平成18年度においては企業の定年年齢により、例えば61歳定年制を敷いている企業であれば、高年齢者雇用確保措置によって62歳まで継続雇用してくださいという形になります。したがって、62歳定年制を敷いている企業の場合は、そのまま62歳で定年退職、63歳以上定年制を敷いている企業の場合は、当該年齢で定年退職ということになります。

60歳代前半の在職老齢年金の見直しについて

講師：東京都社会保険労務士会 多摩支部
社会保険労務士 三宅 明彦 氏



この4月から変わりました在職老齢年金制度とは、一言で言いますと「年金額の一率2割停止」が廃止になったということですが、この制度について少し細かく見ていきたいと思います。

1. 平成17年4月からの在職老齢年金（60～64歳）

総報酬月額相当額と年金月額によって調整をし、減額された年金を支給します。

総報酬月額相当額とは、「標準報酬月額と被保険者である月以前1年間の標準賞与額÷12の合計額」です。ボーナスが支払われたり、あるいはボーナスがなくなる都度、在職老齢年金額が変更になります。

2. 厚生年金基金加入期間のある在職老齢年金（60歳～64歳）の計算

厚生年金基金に加入期間のある場合の在職老齢年金をどう計算するかですが、厚生年金基金に加入していなかったものとして年金額を計算します。そして、その年金月額と総報酬月額相当額によって調整をします。

3. 在職老齢年金と高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険の高年齢雇用継続給付と在職老齢年金との調整は、平成10年4月から原則として標準報酬月額の10%が支給停止になっていましたが、平成15年4月に雇用保険法が改正されましたので、原則として標準報酬月額の6%が支給停止となります。

以上が今回の改正法の継続雇用措置の概要ですが、窓口でご相談を受けていますと、業種によってかなりの温度差があるという印象を受けます。高齢者の割合が高い業種もあれば、IT関係企業のように従業員の9割が45歳未満で、定年に到達していない人が圧倒的に多い業種もあるということで、状況はさまざまです。

ただ、この法改正で企業の方々が最も苦労されている点は、自分の企業に合った制度という意味で、どのような部分を導入していくべきかということに尽きると思いますので、皆様方には個々の企業の実情に合ったアドバイスをしていただければと思います。

4. 手続き等について

60歳になったら裁判請求手続きをしておき、高年齢雇用継続給付をもらった場合には、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」（583号）に「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」のコピーを添えて社会保険事務所に提出します。

5. (在職)停止コード(年金見込額照会回答票より)

これは在職老齢年金の停止コードで、考えられる主なものは次のとおりです。

000=全額支給。301=基金なし・一部支給（厚生年金基金の加入がなく、国の年金のみの加入者で60歳過ぎに在職老齢年金がいくらか出る場合）。311=基金なし・全額停止。501=基金あり・一部支給。511=基金あり・全額停止（国及び基金が全額停止）。514=基金あり・全額停止（国が全額停止で基金は支給あり）。

6. 在職老齢年金・高年齢雇用継続給付の活用

これに関する相談のなかで多いのが、60歳以降に従業員を雇う場合どの位の賃金にしたらいいか、最低賃金は幾らぐらいか、だと思います。大まかに申しますと、継続給付が最大15%出るためには賃金が61%以下がらなければいけませんから、60歳以降の賃金としては、60歳以前の6割、継続給付の最大が出る限度の60%前後にしておけば妥当ではないかというのが、一つ、考えられる数字だと言えます。

本年度も算定相談コーナーを開設しました

本年度も各社会保険事務所において算定相談コーナーを開設し、昨年度と同様に盛況となりました。算定基礎届に関する作成指導業務や各種相談に対応された方々、お疲れ様でした。なお、実施結果は次のとおりです。

期間	平成17年7月1日(金)～7月15日(金) 9:30～16:00
地区	麹町・神田・日本橋・京橋
協力者数合計	77名
開設日数合計	39日
指導・相談件数	557件

担当会員

麹町社会保険事務所	神田社会保険事務所	日本橋社会保険事務所	京橋社会保険事務所
7月 1日(金) 太田 雅美 山崎 泉	7月 1日(金) 恩田 和明 矢島カツエ	7月 1日(金) 石上 均 斎藤 雅	7月 1日(金) 吉瀬 君江 秦 まり子
7月 4日(月) 嶋倉 貞男 古川 由美	7月 4日(月) 大口 善朗 吉田 信義	7月 4日(月) 鈴木 義一 長澤 稔	7月 4日(月) 植松 健 田中 晴徳
7月 5日(火) 菊地 昭雄 堀 雅美	7月 5日(火) 今井 浩爾 増田 瑞恵	7月 5日(火) 伊藤 孝 下斗米裕英	7月 5日(火) 赤松ハルミ 府川 芳枝
7月 6日(水) 深田 康弘 島崎 玲子	7月 6日(水) 柏木 弘文 寺尾 勝汎	7月 6日(水) 原田 利雄 島田 俊男	7月 6日(水) 若林 恵一 寺田 晃
7月 7日(木) 加藤 恒男 國岡 喜久	7月 7日(木) 滝口 修一 菊地 和子	7月 7日(木) 吉野 俊雄 小岩 和男	7月 7日(木) 藤波 要子 森 康之
7月 8日(金) 朝比奈睦明 味園 公一	7月 8日(金) 古川泰一郎 牧野 武夫	7月 8日(金) 吉本伸太郎 発地 秀樹	7月 8日(金) 赤森 伸子 高山加代子
7月11日(月) 菊地 正範 小室 豊	7月11日(月) 石原美由紀 酒井 裕樹	7月11日(月) 玉田 壇三 石山 幸子	7月11日(月) 中村 孝男 金井 勉
7月12日(火) 酒井登志枝 松原 幸代	7月12日(火) 金綱 孝 松田 研二	7月12日(火) 原田 幸治 岡田 光郎	7月12日(火) 松林 慎二 富田 秀子
7月13日(水) 高梨 和子 藤井 紗子	7月13日(水) 森田啓太郎 望月 敏夫	7月13日(水) 勝本 京子 関口 武	
7月14日(木) 戸室 康廣 古野 恵子	7月14日(木) 仲野 三郎 加藤 孝	7月14日(木) 山崎 雅也 松木 将企	
7月15日(金) 豊福 雅典			

算定相談コーナー相談員に感謝状を贈呈

算定相談コーナーに協力された会員の方々に対して、社会保険事務所長から感謝状が贈呈されました。

麹町社会保険事務所	神田社会保険事務所	日本橋社会保険事務所
平成17年9月7日 (水) 朝比奈睦明／加藤 恒男／戸室 康廣	平成17年9月14日(水) 増田 瑞恵／松田 研二	平成17年8月30日(火) 石上 均／関口 武
※京橋社会保険事務所は該当者なし。		

臨時労働保険指導員に感謝状を贈呈

臨時労働保険指導員の方々に対して、中央労働基準監督署長から平成17年10月11日(火)に、東京労働局長から平成17年11月15日(火)に、それぞれ感謝状が贈呈される予定となっております。

30年 中央労働基準監督署長感謝状	岡崎 正義／松林 清雄
20年 東京労働局長感謝状	吉瀬 君江／國岡 喜久
10年 東京労働局長感謝状	赤松ハルミ／小森谷一恵／戸室 康廣／府川 芳枝
3年 中央労働基準監督署長感謝状	伊藤 晃子／金綱 孝／島崎 玲子／春原 繁／辻元 均 寺尾 勝汎／友部 泰孝／夏坂由季子／山崎 泉

はじめての行政協力

今年はじめて行政協力に携わった皆様に、ご意見とご感想をうかがいました。

松木 将企さん

さる7月14日、日本橋社会保険事務所において、算定相談の行政協力に携わりました。

受付最終日でしたが、午前中の出足こそ悪かったものの、お昼も近付いた頃に最初の相談者を受けてからは、午後にわたって計6件の相談があり、いずれも無事に終了することができました。

印象的な相談内容としては、役員2名だけの設立1年程の会社で、取得時にはとりあえず最低の標準報酬月額で届け出ていたものが、事業開始後収益が伸びて高額の報酬を受けていたにも関わらず、月変をしないままに算定に至り、賃金台帳からかなりの遡り徴収になったケースや、必要書類も無く、白紙の届出書のみを持参したケースがありました。社会保険労務士の存在意義が十分に浸透していれば、良い対処ができたと思われ、社会保険労務士の認知度を更に上げる必要があると改めて感じた次第です。

末筆ながら、貴重な機会を与えていただいたことにこの場を借りて感謝を申し上げます。

松原 幸代さん

開業したら最初に是非やってみたかったのが、この算定の行政協力でした。その為、他にも理由はあるのですが、通常は6月末退職のところを5月末退職にして翌日の6月1日付で開業しました。そして希望通り、この行政協力が事務所から外に出ての初仕事となりました。

私の前職は社会保険事務所職員でしたので、毎年この時期は算定の事務を行っていました。社会保険事務所職員から見ると、行政協力の社会保険労務士さんは「労働保険から年金まで何でも知っていて立派だな」という感想を私は持っていました。そして今年自分がその立場に立ってみると、その大変さが身にしました。算定相談コーナーといつても、お客様から質問される事項は多岐にわたります。今回は算定の届書作成以外の例え、被扶養者認定や遺族年金、保険料徴収そして税務に至るまでの相談がありました。

社会保険労務士は1人で自分の言葉のすべてに責任を持ってお客様にアドバイスしなければなりません。大変な世界へ足を踏み入れましたが、立派な社会保険労務士になるには日々是勉強ですね。

秦 まり子さん

この夏、初めて調査を体験しました。説明会、事前の葉書や電話でのお知らせ等いろいろありますが、なんといっても実際に事業所を訪問するのが一番の閑門です。相手の方はきちんと対応してくれるだろうか、果たして申告書を回収できるだろうか、さまざまなことを考えながら調査に臨みました。

事業所を訪問してみると、毎年この時期に提出するのを恒例としている所から、一体なんの為に払うのかという制度自体への疑問まであり、実にさまざまでした。訪問した会社から共通して感じられるのは、小さな会社で毎日業務をこなすのだけで精一杯で、そこまでは気が廻らないということでした。中には切実に話される方もいらして、人生の先輩から会社を経営していくことの厳しさや難しさを教えていただけたようにも感じます。と同時に、本当はとても大切なことである労働保険がおざなりにされてしまう現実に、社会保険労務士として、その重要性や労働者を雇うことへの責任を充分理解していただくべきであると改めて思いました。

岡崎 和光さん

今回の調査は、監督署での申告書受理に引き続く行政協力になりましたが、前回の小職は引きつる笑顔でご苦労様と言葉をかけるにわか署員でした。しかし今回は調査です。湾岸署青島刑事のように、もしかして張り込みやガサ入れもと期待しつつ、ちょっと厚めの調査カードをもらいました。まず検査令状ならぬハガキを出し、着いた頃を見計らい次は電話。そしていざ現場調査です。まったく行方不明の会社、賃金台帳を用意して待っている会社（もちろん申告書を作成しました）、会計事務所に任せきりの会社等々いろいろありました。少しもかっこよくなくひたすら地道な活動でしたが、中小企業は必ずしも万全な組織でなく不備な状態が多い、それゆえ労働社会保険諸法令の専門家たる社会保険労務士を本的に必要としているのだ、ということがよく分かりました。

終盤に訪問した会社で言われました。数日前に同じ用件で関連会社に来た社会保険労務士の先生に今度から顧問でお願いすることにしました。一足違いました。ああ、世間は社会保険労務士を必要としている。来年も今一度、調査を。

野球同好会 祝 2連霸達成

「2連霸って難しいものなんですね」

今夏の全国高校野球選手権大会で、駒大苫小牧高校が2連覇を達成しました。これは57年ぶりの快挙で、あのK・Kコンビを擁したPL学園でもできなかった、偉業なのだとそうです。

それをやってのけたのが、わが千代田・中央支部野球同好会です。毎年行われている、東京会主催の「親睦野球大会」において、昨年に続き今年も優勝杯を手にすることができたのです。追う立場から今年は追われる立場、連覇のプレッシャーは相当なものだったにもかかわらず、それを平然とはねのけたのがわが同好会の選手達です。

1回戦は、太田・品川支部連合を7対0の完封(ノーヒット・ノーランのおまけ付き)、2回戦では、武藏野支部に前半0対6とリードされるも、徐々に追い上げ、最終回にサヨナラタイマーが出て9対8の逆転勝利。ホームベース上では、全員が抱き合って喜んでいました(涙)。

決勝は宿敵・渋谷支部。規定の7回では決着がつかず、

延長戦となつた後、9回の表に2点を先制し、勝利をものにしたのです。

苦労の末の連覇であったこともあり、応援してくださった先生方と、夜遅くまで歓喜の美酒に酔いしたことはいうまでもありません。

三度「旨い酒を飲む」ためにも、是が非でも3連覇を成し遂げなくてはなりません。今のチームにはプレッシャーをねのける「覇気」を感じますし、来年も「魅せる」プレーを必ずやしてくれるはずです。来年の報告を楽しみにしておいてください。

千代田・中央支部野球同好会
監督 寺田 晃
主将 味園 公一



スキー同好会 北アルプス白馬岳に挑戦

我々スキー同好会の総勢9名は、7月30日～8月1日の2泊3日、北アルプスの北端の山で残雪と高山の花の山でもある、白馬岳（標高2932m）に挑戦した。

初日、早朝の新宿駅を出て、白馬駅から梅池高原経由でゴンドラ・ロープウェイを乗り継ぎ、梅池山荘着。山荘の天気図は雷雨の予報で、軽い昼食後に早めに白馬大池山荘に向けて出発。登山道では、珍しいオオシラビソ球果やゴゼンタチバナ、クルマユリなど多くの花に会うも、疲れで花も目に入らなくなる頃に天狗原着。微かに遠雷が聞こえ、空模様を心配しながら乗鞍岳への急登の頂上直下の雪渓にて雷鳥の親子と初対面、乗鞍岳頂上でついに雨が降り出し、雨の中をこの日の宿白馬大池山荘17時着。

2日目、山荘の天気図は昨日と同じ。早朝6時30分、白馬岳に向けて出発。山荘の周辺はハクサンコザクラ、ミヤマキンボウゲ、シナノキンバイ、チングルマなど花の草原。船

越の頭ではコマクサや雷鳥の親子に会い、コイワカガミ、イワギキョウ、チシマギキョウなどの花の登山道を小蓮華山、三国境を経て待望の白馬岳到着、残念ながらガスで展望なし、山頂で昼食後雨が降り出し急いで白馬山荘へ。夕方には雨も上がり、山荘から杓子岳、白馬鑓、唐松岳そして五竜、鹿島槍と続く後立山連峰、正面には剣・立山連峰、薬師や黒部五郎、特徴のある槍ヶ岳も顔を出している。

3日目、早朝にご来光を拝みに山荘の裏に登るも、雲厚く残念。最大の難所の大雪渓までは花の道、途中でシロウマアザツキのつぼみに出会う。大雪渓を慎重に下り、白馬尻を経て全員無事に猿倉に下山し、飲んだビールは格別の味であった。8月11日大雪渓の上部での岩崩れのニュースに、改めて大変な山行であったと実感した次第である。

森萩 忠義

支部ゴルフ同好会活動報告(プレー当日の一日)

ゴルフ同好会のプレー開催日は平日です。ゴルフ場で気兼ねなく過ごせるように、前日までは仕事に注力し当日を迎える。開催場所は都内近郊が多く、現地集合・現地解散が基本です。自宅が近いメンバーは、車に乗り合ったりもしています。集合時間は原則スタート時刻の30分前ですが、皆さん最低1時間前にはコースに到着しています。

この時点からスタートまでの過ごし方はさまざまです。練習場に直行する人、食堂で朝食をとる人、ビール等アルコールで気合いを入れる人…各自が朝から楽しんでいます。

ラウンド中は和氣あいあい。当同好会には東京会の会長経験者の3名をはじめ、支部の要職の方々もいらっしゃいま

すが、皆さん一ゴルファーとしてプレーに熱中しています。たまには、業界の裏話や過去の四方山話も聞けたりして…。滅多にお話する機会が無い方と、親交を深めるチャンスです。

プレー終了後は、風呂場で汗を流してから簡易パーティーで表彰式を行います。優勝・2位・3位・飛賞・ブービー賞・ベスグロ・ドラコン×2・ニアピン×4と参加者の割には商品が多いんです。皆さんご家族に商品のお土産を持って帰路につき、当日は終了です。

次回は10月24日千葉夷隅ゴルフクラブで開催。ゴルフのトップシーズンと一緒に楽しんでみませんか?

幹事 味園 公一 (03-3556-7879)

東京都議会議員選挙の結果報告

政治連盟千代田・中央支部 副幹事長 高根 祐司

さる7月3日(日)に東京都議会議員選挙が行われました。

選挙結果についてご報告いたします。東京都社会保険労務士政治連盟および同政治連盟千代田・中央支部が推薦した、千代田区の内田茂氏（自民党）と、中央区の立石晴康氏（自民党）がそれぞれ再選されました。

政治連盟千代田・中央支部としては、推薦候補者の決起大会への参加など、積極的に支援活動を行いました。また、選挙期間中の支援活動については、幹事の方々を中心にご協力いただきました。紙面を借りて感謝申し上げます。

推薦候補者名、得票数などは下記のとおりです。

皆様のご協力ありがとうございました。

千代田区

候補者名	所属政党	得票数
内田 茂	自由民主党	8,770

中央区

候補者名	所属政党	得票数
立石 晴康	自由民主党	16,416

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H17.1. 1	柴田 裕生	麹 町	勤 務
H17.4. 1	杉林 剛	麹 町	勤 務
H17.5. 1	後藤 俊彦	麹 町	開 業
H17.5. 1	小室由紀子	麹 町	開 業
H17.5. 1	菅谷 公彦	麹 町	開 業
H17.5. 1	南本 静志	麹 町	開 業
H17.5. 1	安澤美貴子	麹 町	勤 務
H17.5. 1	飯田千代子	神 田	勤 務
H17.5. 1	福岡 幸彦	日本橋	勤 務
H17.5. 1	細田由紀子	日本橋	勤 務
H17.5. 1	塚本 寛子	京 橋	開 業
H17.5.17	駒形 京子	京 橋	開 業
H17.5.18	丸山 英信	神 田	勤 務
H17.5.31	桑木しのぶ	日本橋	開 業
H17.6. 1	笠原奈津枝	麹 町	勤 務
H17.6. 1	片山 治恵	麹 町	勤 務
H17.6. 1	小池 清彦	麹 町	勤 務
H17.6. 1	田中 幹也	麹 町	勤 務

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H17.6. 1	平野 悅子	麹 町	勤 務
H17.6. 1	高橋 浩一	神 田	勤 務
H17.6. 1	丸山 優香	神 田	勤 務
H17.6. 1	宇賀神幸人	日本橋	勤 務
H17.6. 1	内田 史郎	日本橋	勤 務
H17.6. 1	山本 順子	日本橋	勤 務
H17.6. 1	市村 剛史	京 橋	勤 務
H17.6.15	林 敬郎	麹 町	勤 務
H17.6.16	船田 美希	麹 町	開 業
H17.6.16	鶴久森元二	麹 町	勤 務
H17.7. 1	小田 明子	麹 町	勤 務
H17.7. 1	杉本 真樹	麹 町	勤 務
H17.7. 1	松澤 信之	京 橋	開 業
H17.7.15	反町 勝夫	麹 町	開 業
H17.7.15	滝 則茂	麹 町	開 業
H17.7.15	並松 憲一	神 田	開 業
H17.7.31	栗山 晃	麹 町	勤 務
H17.7.31	古谷 英司	京 橋	勤 務

支部IT化経過報告

千代田・中央支部 IT委員会
委員長 石川 英豊

登録率が60%を超えました

毎回公表している当支部のメールアドレスの登録ですが、下記のとおりです。
全体の登録率が60%を超えました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

メールアドレスの登録状況 (平成17年9月12日現在)

		麹町地区	神田地区	日本橋地区	京橋地区	合 計
開 業	登録者数	116	90	58	56	320
	登 錄 率	77.9%	75.0%	80.6%	63.6%	74.6%
勤 務	登録者数	210	104	99	108	521
	登 錄 率	56.3%	56.5%	59.6%	56.3%	56.9%
合 計	登録者数	326	194	157	164	841
	登 錄 率	62.5%	63.8%	66.0%	58.6%	62.6%

エラーメールはどうなるの？

今や、電子メールは会社でも、家庭でも、電話やFAXと並んで欠かせない通信手段となっております。当支部においても、研修会等のご案内をメール配信しておりますが、毎回10通程（全体の2%程）エラーメールとして戻されて来ます。

そこで、今回はこのエラーメールについて記します。

皆さんも、メールを送った直後に、英文のメールが届いたことがありますか。英文には「次のアドレスには、致命的なエラーを含んでいます」「次のアドレスは不明です」といった内容が書かれています。これはプロバイダー等のメールシステムが自動的に送ってくるもので、「あなたの送ったメールは宛先不明で相手に届きませんでした」という警告メールです。

英文に「User unkown」と書かれてある場合は「@」の前の部分の入力ミスが考えられます。また、「Host unkown」と書かれてある場合は「@」の後の部分の入力ミスが考えられます。この法則を覚えておくと、アドレスのどこが間違っていたか推測するのに大変有効です。当支部が配信して戻されるエラーメールは、ほとんどが「User unkown」のケースです。

このように、宛先を間違った場合、間違ったアドレスが実際に存在すればその相手に届き、それ以外は自分に戻って来ます。

メールソフトの初期設定の直後で、自分のアドレスを間違った場合はどうでしょう。相手のアドレスが正しければ、メールは相手に届きます。

しかし、自分のアドレスと相手のアドレスの両方を間違えると、メールはエラーメールとして、プロバイダーの管理者宛に届くようです。

プロバイダーの管理者は、通常は他人のメールを読むことはありません。しかし、管理者宛にメールが来ると一応目を通すことになりますので、メールは確実に他人に読まれる結果となります。

エラーメールは、プロバイダーのメールサーバーの故障等でも発生しますので、メールアドレスの間違いだけではありませんが、以上のようなしくみを理解し、電子メールを使いこなしましょう。

あとがき

「はじめての算定相談コーナー相談員」「はじめての調(臨時労働保険指導員)」それぞれの体験談は、いかがでしたか。

夏の暑い中、4名の方に執筆をお願いしたところ、快くお引き受けいただきました。感謝申し上げます。

4名の方をはじめ、はじめて行政協力をされた方々は、行政協力者という新たなステージに立つことで、今までとは異なる視点から社会保険労務士の責務や社会に対する貢献、役割、やりがいなどを感じ取られたのではないでしょうか。

◆お詫びと訂正

本誌第98号誌上、5頁の「千代田・中央支部機構」の記事中において、総務委員の鈴木俊男氏の名前を誤って鈴木敏男としました。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

今期、はじめて広報委員となり、原稿執筆依頼、原稿の受け取りおよび初校を担当させていただきました。読者から支部会報の編集者へ立場が変わったことにより、各執筆者の社会保険労務士業務に対する熱意や使命感を一層強く感じました。支部会員の皆様の心にも届いているものと思います。

今後も、この支部会報にて、できるだけ多くの支部会員の皆さんを紹介していく予定です。

次号は、支部会報第100号です。新しい企画を練っておりますので、ご期待ください。青山弥生